

子ども・子育て会議(第 31 回)の開催について

日時: 9 月 8 日 (金) 14:00~16:30 (17:10) 於: 中央合同庁舎 4 号館 11 階 共用第 1 特別会議室

☆ 当日の傍聴概要について、ご参考までに紹介します。 ※以下敬称略

議事内容

- (1) 基本指針の改正案について
- (2) 国家戦略特別区域小規模保育における運営基準・3 歳以上児の公定価格について
- (3) その他

配布資料

- 資料 1 子ども・子育て会議委員・専門委員名簿
- 資料 2-1 子ども・子育て会議運営規則
- 資料 2-2 子ども・子育て会議基準検討部会の設置について
- 資料 3 子育て安心プラン等を踏まえた基本指針の改正(案)
- 資料 4 国家戦略特区小規模保育における運営基準・3 歳以上児の公定価格について(案)
- 資料 5 子育て安心プラン
- 資料 6 「経済・財政再計画」の着実な実施に向けた建議(抜粋)
- 資料 7 経済財政運営と改革の基本方針 2017(抜粋)
- 資料 8 平成 30 年度における子ども・子育て支援新制度に関する概算要求の状況について
- 資料 9-1 平成 29 年度保育所・幼稚園・認定こども園等の経営実態調査について
- 資料 9-2 平成 28 年度保育所・幼稚園・認定こども園等に係る実態調査等の集計結果概要について
- 資料 9-3 平成 28 年度放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)に係る実態調査の集計結果概要について
- 資料 10 企業主導型保育事業の実施状況
- 資料 11 待機児童の解消に向けた取組の状況について
- 資料 12 認定こども園に関する状況について(平成 29 年 4 月 1 日現在)
- 資料 13 平成 29 年度私立幼稚園の子ども・子育て支援新制度への円滑な移行に係るフォローアップ調査の結果
- 資料 14 「平成 28 年度教育・保育施設等における事故報告集計」の公表及び事故防止対策について
- 資料 15-1 新しい社会的養育ビジョン(概要)
- 資料 15-2 新しい社会的養育ビジョン
- 参考資料 1 委員提出資料

平成 25 年度より開催されている、子ども・子育て会議が第 3 期目となり新体制になりました。(当連盟からは引き続き、塚本秀一常務理事・保育制度検討会委員長が参画。下記の委員・専門委員参考) 同会議の会長には、無藤隆委員(白梅学園大学大学院特任教授)が選出され、「第 3 期となり大変な時期を乗り越えてきた。今後は現場のなかでこの制度がどう意味を持つかを中心に本会議の課題として意見をいただきながら進めていきたい。」と挨拶がなされ、会長代理には大日向雅美委員(恵泉女学園大学学長)が指名されました。また幸田内閣府審議官より「委員の皆様には日頃から制度の着実かつ円滑な実施において、ご指導ご支援賜り感謝申し上げます。引き続き本会議において忌憚のないご意見を賜りたいと存じます。」と挨拶がなされました。

事務局より、資料の確認及び新任委員の紹介と委員の出欠確認、代理出席の紹介、資料の説明があったのち、委員全員より自己紹介を兼ねて発言がなされました。

- 当連盟の塚本秀一委員から下記について述べられました。

(塚本委員) この度の保育士等の処遇改善とキャリアアップ研修制度の構築につきまして、お礼を申し上げます。私たち保育現場では、この施策が、受け皿拡大を支える保育人材確保や保育の質の向上につながるような運用をさせていただかねばならないと考えております。そのうえで、資料 5 でお示しいただいた「子育て安心プラン」について意

見と要望を申し上げます。このプランは、待機児童の解消とともに、女性の就労率を上げる計画ですが、真に子育ての安心を実現するためには、保育の量の拡充と合わせて**質の向上を図ることは不可欠**だと考えます。今回、そのプランの具体的な6つの支援パッケージが示されましたが、特に「2 保育の受け皿拡大を支える**「保育人材確保」**」と「4 保育の受け皿拡大と車の両輪の**「保育の質の確保」**」に係る内容が不十分だと思います。それぞれで**「退職手当共済制度の継続の検討」**や**「3歳児の職員配置 15:1 を引き続き推進する」**とされていますが、0.3兆円超のメニューにも示されています**1歳児や4.5歳児の職員配置の改善**には触れていません。**保育人材確保のための処遇改善**は、給与面と合わせて**業務負担の軽減**にも取り組まなければなりません。そのためにも是非、保育の量の拡充だけでなく、職員配置基準の改善など質の向上にも是非ともご配慮いただきますよう要望いたします。

【 各委員から出された意見の主な概要について 】

- ひとつずつ取組がなされているなかで、今後とも都道府県の実情実態を踏まえながらスピード感を持っての対応をお願いしたい。全国知事会から7月に「希望出生率危機突破宣言」として提言書を提出させていただいた。大きく3つの柱を掲げた。未婚晩婚化に伴う少子化、子育てへの負担が大きいなかで、どう経済的な負担を軽減していくか。子育てと仕事の両立を経済的な面、精神的な面も含めて支えていくことが大事。総合的に様々な視点を取り入れながら今後とも運営をお願いしたい。
- 量の拡充だけでなく、質の向上への同時追求が難しいなかでご尽力いただき、予算確保や指針の改定に取り組んでいることを有難く思う。資料3の内容で、働き方についてだが、幼稚園における預かり保育の充実など、保護者から見ると望ましいが、保育者側からすると日々の労働長時間化やまとまった休みが取れないこともストレスに繋がるので、保育者へも優しい改革になってほしい。2点目は質問だが、資料4の運営基準の改定について、「事業者は都道府県に報告する。」とあるが、報告とはどのような内容か。3点目、概算要求のなかのICT化予算について、保育の職務負担軽減としてのICT化かと思うが、子どもの安心安全の防犯観点からも推進をお願いしたい。
- 資料13p13 私立幼稚園の認定こども園への都道府県別移行状況について、都市部が低い理由や原因はなにか。医療介護では地域のニーズを汲んでいくことが非常に大事であるので、幼稚園でもそういった取組をお願いしたい。また企業型保育事業について、期待するところは大きく、女性の雇用や就労拡大にも良い面があるが、企業の負担とならないよう働き方改革とセットで進めていただけるようお願いしたい。
- 企業主導型保育事業について、現場で細かい課題もあるかと思う、課題の検証などPDCAを回して効果ある事業にしていきたい。
- 子ども子育て支援に必要な財源は社会全体で支える観点から、社会保障改革を通じて高齢者への過度な給付を見直し子育て世代へ給付をシフトし、なお不足する財源については国民から広く薄く負担を求める。経営実態調査については、子ども子育て支援新制度のもとで各運営主体が健全な運営を行うことは好ましいことであるが、税金ならびに企業からの拠出金という公費で運営している側面を考えると、人件費をはじめ政策に基づく公定価格の見直しとなるような収支差額が過度に計上されることは好ましくない。適正な収支差が維持できるよう努めること。処遇改善についても公定価格の見直しも適切であるのか改めて議論する必要があるかと思う。
- 人材確保が難しいなかで、保育士として経験年数が長くこれから幼稚園教諭の免許を取得することが困難な職員については両免資格でなくとも、例えば乳児担当保育教諭にするなど、特段の配慮をいただきたい。

【 事務局説明概要 】 ※意見の中での質問も含めて事務局より説明がなされました。

- 資料4の運営基準の改定についての報告とは、事業者から市町村を通じて都道府県へ子どもへの配慮等の内容で報告していただく。併せて、ディスクロージャーしていく。
- 経営実態調査については、今年度政府統計にて調査しているのでしかるべき対応をさせていただく。
- 資料4運営基準の具体化について、子どもの年齢を踏まえながら指導計画を作成しこれに基づき行っていくが、異年齢で構成されるグループ保育を行う場合においては3歳以上児と未満児では活動する場所や時間が重ならないように配慮したり、活動の内容に変化を付けたり、子どもの動線や活動内容を十分踏まえて、必要な素材や用具の配置の仕方を工夫する。保育士の体制や役割分担を明確化して、ひとりひとりの子どもに適切な保育を提供する職員配置をすることを考えている。3歳児の恒常的な受入れを行う場合については、運営全体として3歳未満児の食事や午睡の生活が安定的かつ衛生的な環境下で保たれる。また3歳以上児が同年代との交流や体験できる環境を整えることについても通知等で示していきたい。小規模も様々な設備があり制度的に難しい面もあるが、このように考えていきたい。
- コンシェルジュについて保護者に寄り添う支援が大事であると考えている。平成29年度からは夜間・休日・出張相談に対して一般型と特定型があるなかで拡大しているところ。保護者支援も引き続き取り組んでいく。
- 質の確保や人材確保については、これから女性就業率もあがり待機児童を解消していくなかで、機械的な計算だが、公費ベースで1,000億は量的拡充が必要となっている。0.3兆円超の部分については最大限財源確保に努力すると

なっているので、我々としても量的拡充と質の確保について車の両輪として位置づけ、財源が厳しいなかで対応していくところである。

- キャリアアップについての処遇改善と研修の話だが、数年かかると思っている。保育士のキャリアアップ、ラダーの仕組みは必要である。都道府県によって体制が違うので、受講状況をきめ細かに見ながら要件にしていきたい。
- 2歳児受入れの件については幼稚園から問い合わせが相次いでいる。反応があることはいいことで移行へのきっかけにしていきたいと考えている。地域の移行状況の差について、制度への不安や理解の差ではなく、古くからある幼児教育観にあるのではと思う。我々としては、その教育観があるならば、2号や3号に拡げてみませんかという投げかけはしている。最終的には事業者の判断になるが、文科省として出来るだけの対応はさせていただいている。

(参考) 関連資料より一部抜粋

子ども・子育て会議・専門委員名簿 (資料1)

○子ども・子育て会議 委員	
(東京大学大学院教育学研究科教授)	秋田 喜代美
(NPO 法人全国認定こども園協会副代表理事)	王寺 直子
(一般社団法人営業部女子課の会代表理事)	太田 彩子
(恵泉女学園大学学長)	大日向 雅美
(NPO 法人子育てひろば全国連絡協議会理事長)	奥山 千鶴子
(高知県知事)	尾崎 正直
(一橋大学経済研究所所長)	小塩 隆士
(淑徳大学総合福祉学部教授)	柏女 霊峰
(公益社団法人全国幼児教育研究協会理事長)	加藤 篤彦
(NPO 法人全国小規模保育協議会理事長)	駒崎 弘樹
(宇都宮市長)	佐藤 栄一
(全国保育協議会副会長)	佐藤 秀樹
(株式会社産経新聞社編集局文化部編集委員兼論説委員)	佐藤 好美
(全国国公立幼稚園・こども園長会会長)	関 美津子
(公益社団法人全国私立保育園連盟常務理事)	塚本 秀一
(全日本私立幼稚園PTA連合会副会長)	月本 喜久
(全日本私立幼稚園連合会政策委員長)	坪井 久也
(NPO 法人ファザーリング・ジャパン理事)	徳倉 康之
(社会福祉法人健光園京都市北白川児童館館長)	中川 一良
(日本商工会議所・東京商工会議所知的財産戦略委員会委員)	蜂谷 真弓
(一般社団法人日本経済団体連合会人口問題委員会企画部会長)	東出 公一郎
(白梅学園大学大学院特任教授)	無藤 隆
(日本労働組合総連合会副事務局長)	安永 貴夫
(社会福祉法人日本保育協会女性部副部長)	山内 五百子
(聖籠町長)	渡邊 廣吉
○子ども・子育て会議 専門委員	
(公益社団法人日本医師会常任理事)	今村 定臣
(一般社団法人全国病児保育協議会会長)	大川 洋二
(公益社団法人全国保育サービス協会理事)	尾木 まり
(公益社団法人日本助産師会常任理事)	葛西 圭子
(全国認定こども園連絡協議会会長)	木村 義恭
(草加市教育委員会教育長)	高木 宏幸
(一般社団法人日本こども育成協議会会長)	廣島 清次
(NPO 法人家庭的保育全国連絡協議会理事長)	水嶋 昌子
(全国児童養護施設協議会副会長)	武藤 素明

(50音順、敬称略)平成29年6月28日発令日時点

子育て安心プラン等を踏まえた基本指針の改正 (案) (資料3)

改正の背景

- 子育て安心プランにより、待機児童を解消するために必要な受け皿約22万人分の予算を平成30年度から平成31年度までの2年間で確保した上で、平成32年度末までに待機児童を解消するとともに、平成34年度末までの5年間で25～44歳の女性の就業率を80%に対応できる約32万人分の受け皿を整備することとされた。

改正の内容

(1) 子育て安心プランを踏まえた市町村計画・都道府県計画の作成に関する事項について

- ① 子育て安心プランを踏まえ、量の見込み（必要利用定員総数）を定めるとともに、それぞれ必要となる特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業を整備することを目指し、各年度における提供体制の確保の内容及びその実施時期を定めること。
- ② 企業主導型保育について、地域枠を市町村の利用者支援の対象とする場合には、保育の確保の内容及びその実施時期を定めること。
- ③ 幼稚園において、預かり保育の充実（長時間化・通年化）により、保育を必要とする子どもの預かりニーズにも適切に対応可能であると認められる場合には、2号認定子どもの保育の確保の内容及びその実施時期を含めることができること。
また、「子育て安心プラン」に基づく一時預かり事業（幼稚園型）による2歳児の受入れや幼稚園における長時間預かり運営費支援事業による0～2歳児受入れを行う場合には、3号認定子どもの保育の確保の内容及びその実施時期を含めることができること。
このため、都道府県と市町村が連携して、事業者との情報交換・意見交換を十分に行った上で、積極的な対応を検討すること。
- ④ 必要利用定員総数が、翌年度＞今年度の場合には、認可に係る需給調整において、翌年度の必要利用定員総数に基づき行うこと。

(2) 国家戦略特別区域法の改正を踏まえた市町村計画・都道府県計画の作成に関する事項について

- 国家戦略特別区域における小規模保育事業を2号認定子どもの保育の確保の内容及びその実施時期を含めること。

国家戦略特別区域小規模保育における運営基準・3歳以上児の公定価格について（案）（資料4）

考え方

- 国家戦略特別区域法の改正(平成29年6月成立、9月下旬施行予定)により、特区内の小規模保育施設において、3歳以上児の保育認定子どもの受入れが可能となり、地域型保育給付の対象とされた。
 - このため、特区内の小規模保育施設(特区事業として認可・確認を受けたもの)における3歳以上児に係る運営基準と公定価格を定める。
 - その際、現行制度において、特別な要件の下で、3歳以上児を受入れる場合の特例地域型保育給付の仕組み(別紙)を、準用する。
- ※ 小規模保育施設において、現行制度上も、3歳以上児の受入れは例外的に可能であり、その場合、3歳未満児を受入れる前提の職員体制などが組まれている。一方、特区制度では、予め3歳以上児の受入れに対応した職員体制が組まれることになるので、公定価格上の例外は適用しない。

主な運営基準の改定

- 利用定員について、3歳未満保育認定子どもに加え、3歳以上保育認定子どもを定める。
- 通常の小規模保育事業における連携施設の機能の一部(保育の終了に際し、引き続き、それらの連携施設で受入れ)を要しない。
- 事業者は3歳以上の受入れに際し、異年齢で構成されるグループ保育における個々の乳幼児の発育及び発達過程等に応じた適切な支援及び個の成長と友達との相互的・協同的な活動が促されるような配慮等を都道府県知事に報告する。

公定価格における単価案

【基本分単価】2歳(6:1)と、3歳(20:1)又は4歳以上(30:1)との配置基準や給食費等の違いを考慮し、下表のとおり単価を設定。

小規模A・B型	3歳	1・2歳児基本分単価の65/100
	4歳以上	1・2歳児基本分単価の60/100
小規模C型	1・2歳児の基本分単価—3,000円(主食費相当額)	

【基本分単価以外の単価】年齢による差が生じないものが多いため、小規模保育の1・2歳児の区分による。

保育所等関連状況取りまとめ(平成29年4月1日)及び「待機児童解消加速化プラン」集計結果を公表

厚生労働省では、毎年待機児童の解消状況等について公表を行っており、本年度の集計結果については9月1日付でHPに掲載していますのでお知らせいたします。

【掲載場所】厚労省ホーム > 報道・広報 > 報道発表資料 > 2017年9月 > 保育所等関連状況取りまとめ(平成29年4月1日)及び「待機児童解消加速化プラン」集計結果を公表 <http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000176137.html>

※下記の内閣府サイトより資料の入手及び動画を視聴することができます。

内閣府ホーム > 内閣府の政策 > 子ども・子育て本部 > 子ども・子育て支援新制度 > 子ども・子育て会議等 <http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/meeting/index.html>

* 今後メールのみの全私保連ニュース配信を希望する圏は下記までその旨を書いてメール送信して下さい。
FAXを停止しメール送信に切り替えます。 FAX:03-3865-3879 E-mail: ans@zenshihoren.or.jp